

令和2年7月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和2年7月15日 開会

令和2年7月15日 閉会

国見町農業委員会

令和2年7月

国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	朽木勝之君	2番	佐藤浩信君
3番	八島富一君	5番	鈴木恵子君
6番	佐藤武君	7番	斎藤紀次君
8番	佐久間久子君	10番	渋谷福重君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
高城地区担当	高橋一博君
大木戸地区担当	阿部亨君
西大枝・川内地区担当	井砂秀明君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	武田正裕君
農業委員会事務局主幹兼係長	渡邊和巳君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. 議事日程

議事日程

令和2年7月15日（水曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6 その他

(1) 次回以降の総会日程等について

午後1時30分開会

1 会長挨拶

○事務局 朽木会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（朽木勝之君） 【会長から開催に先立ちあいさつ】

○事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、議事のほうに入りますが、これからの議事進行、議長につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくをお願いします。

2 議事録署名人指名

○会長（朽木勝之君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 3番、八島富一委員、8番、佐久間久子委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（朽木勝之君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会において欠席者はおりませ

ん。

4 会務報告

○会長（朽木勝之君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（朽木勝之君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（1件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） 貸し手からの申出のためという理由なのですが、もう少し具体的な理由を聞いていないのですか。

○会長（朽木勝之君） 事務局。

○事務局 貸し手からの申出のためとなってございますが、こちらにつきましては、借り手のほうで実際管理できなくなってきたということから、借り手側ができなくなったのであれば、自分で耕作するから返してもらうとの話になったとお伺いしております。

○7番（斎藤紀次君） その辺はやはり大事なことだと思います。農地を返すに当たって、どのような状況でそれができなくなったのかとかについては、せっかく委員会にかけているので、そこを教えていただきたいと思います。

○事務局 今の斎藤委員からのご指摘でございますが、事務局のほうで詳しい話を伺った場合

には、そういった内容も総会の中で今後説明させていただくようにいたします。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（3件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

では、受付番号20番、21番の案件について、現地調査の結果を大木戸地区担当、阿部亨推進委員より説明を願います。

○大木戸地区担当推進委員（阿部亨君） 7月8日午後より、事務局と現地確認をしてみました。特に問題ないと確認してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号22番の案件について、現地調査の結果を、西大枝・川内地区担当、井砂秀明推進委員より説明を願います。

○西大枝・川内地区担当推進委員（井砂秀明君） 去る7月8日に事務局立会いの下、現場を確認しましたが、何ら問題はないと判断いたしましたので、よろしくご審議お願いします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

では、受付番号9番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明を願います。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 7月8日午後から事務局、そして渋谷委員、高橋推進委員とともに現地を確認してきましたところ、何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号10番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、高橋一博推進委員より説明を願います。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 同じく7月8日午後から、渋谷委員と吉田推進委員と私と事務局、4名で現地を確認しましたが、現地においては何ら問題はないと確認されますが、その際に近隣の耕作者であります〇〇〇〇さんという方がみえられて、売り買いのいきさつとか、ソーラーパネルを設置するということの説明がまだないということをお聞きされました。

それで、当人においては、反対だという意見を頂きました。その理由としては、周辺は果樹園であり、改植事業で補助金をもらって植えつけたものであります。桃は消毒は必須ですから、その時にソーラーパネルの表面に薬剤が付着したりした場合、掃除しろなどと言われると桃が作れなくなってしまうとのことでした。そのことについて、お互い文書でも交わして大丈夫である、薬剤の付着等について特に問題ないことの確認が取れば、反対理由はないという意見を頂きました。

現地においては、土地としては、何の問題はないと思われませんが、近隣農地の耕作者の方の

意見として、まだ説明も何もないので私は反対ですという意見を頂きました。

以上です。

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君） 参考までにお聞きしたいのですが、このソーラーパネル等の設置する場合に、役場の他の部署に対しての申請なり手続というのは必要な案件なのでしょうか。

○事務局 【補足説明】

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第2号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（朽木勝之君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による所有権の移転の申出1件、個人による貸借の申出2件）について説明】

○会長（朽木勝之君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君）　　ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君）　　質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第3号について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君）　　挙手全員です。

よって、議案第3号については国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

○会長（朽木勝之君）　　次に、議案第4号 農地経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局　【議案第4号 農地経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明】

○会長（朽木勝之君）　　ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ごさいませんか。

7番、斎藤委員。

○7番（斎藤紀次君）　　農業を主業とする農業者の年間所得の見直しについて、380万から390万に変更しており、これは良いと思うのですが、その根拠はどうなっているのかということです。県の基本方針が変わったからというような説明でなく、あくまでも町の基本構想として打ち出すわけですから、算定根拠というのは、具体的な数字があるわけですし、町の農作業の標準作業賃金というものもあるわけですから、様々な数字の積み上げにより金額の変更になったという説明をしてほしいです。

○事務局　今の斎藤委員のご指摘でございますが、その数字の積み上げと、根拠等もあるかとは思いますが、そこの部分は町部局のほうに改めてちゃんと確認しておきたいと思っております。

○会長（朽木勝之君）　　よろしいですか。

○7番（斎藤紀次君） はい。

○会長（朽木勝之君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（朽木勝之君） ごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（朽木勝之君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第4号について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（朽木勝之君） 挙手全員です。

よって、議案第4号については異議がないとし、町長に意見を述べることに決定いたします。

6 その他

○会長（朽木勝之君） 次に、その他に移ります。

事務局、説明を願います。

○事務局 【次回以降の総会の日程について説明】

○会長（朽木勝之君） それでは、最後の総会もとどこおりなく終了することができました。

ご協力、誠にありがとうございました。

午後2時32分閉会